



九都県市一斉



自転車マナーアップ強化月間

5月1日(水)～5月31日(金)

スローガン

自転車も のれば車の なかまいいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



運動の重点

1

自転車交通ルールの遵守とマナーの向上

2

自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任
保険等の加入義務の周知徹底

3

全ての自転車利用者に対するヘルメットの
着用意識の醸成

神奈川県警察

自転車交通ルールの遵守とマナーの向上

- ・「自転車安全利用五則」を実践するなど、交通ルールを守りましょう。
- ・傘差し運転、携帯電話をしながらの運転、大音量でのイヤホンを使用するの運転などはやめましょう。
- ・自転車の通行が認められている歩道でも、歩行者の安全を確保するために徐行や一時停止をしましょう。



自転車整備点検の促進と 自転車損害賠償責任保険等の加入促進

- ・日頃から、ブレーキや前照灯などの各部の機能が確実に稼働するように点検や整備をしましょう。
- ・万が一の交通事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

※「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等に加入することが義務付けられています。



全ての自転車利用者に対する ヘルメット着用意識の醸成

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
※令和5年4月1日から、すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。



みなさん守っていますか？

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



神奈川県警察